

令和6年度住民税の定額減税のお知らせ

(特別徴収義務者用)

■ 制度概要

令和6年度税制改正において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税および令和6年度分（一部令和7年度分）個人住民税の定額減税を実施します。

■ 減税額

定額減税による住民税所得割額の特別控除額は、次の金額の合計額です。

1. 本人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10,000 円
2. 控除対象配偶者および扶養親族・・・・・・1人につき 10,000 円

- ❖ 前年の合計所得金額が1,805万円を超える方は、対象外となります。
- ❖ 住民税が非課税の方、均等割と森林環境税のみ課税される方は、対象外となります。
- ❖ 控除対象配偶者・扶養家族のうち、国外居住者は対象外となります。
- ❖ 同一生計配偶者（1,000万円以上の所得がある納税者に扶養されている配偶者）である方は、納税者の令和7年度分の住民税所得割額から、1万円を控除します。

■ 徴収方法

例年、住民税は6月から翌年の5月までの12回に分けて徴収し、その月分を翌月10日までに納入していただいておりますが、令和6年度につきましては、令和6年6月分は徴収せず、「定額減税後の税額」を令和6年7月分から翌年の5月分までの11回に分け納入していただくことになります。

定額減税の減税額は、市で計算を行い、定額減税後の確定した税額を「特別徴収税額の決定通知書」に記載しております。通知書に基づき各納税者から毎月徴収し、翌月10日までに納入してください。

<減税の実施方法（イメージ）>

【通常】

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月



【R6年度】

R6.6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月	4月	5月
×											

※ 6月分は徴収せず、7月から翌年5月までの11回で納付

1. 定額減税可能額を全額控除できる方

例年、6月から翌年5月までの期間において徴収していますが、令和6年度分の住民税の徴収期間は、令和6年7月から令和7年5月までの11回に分けて徴収します。

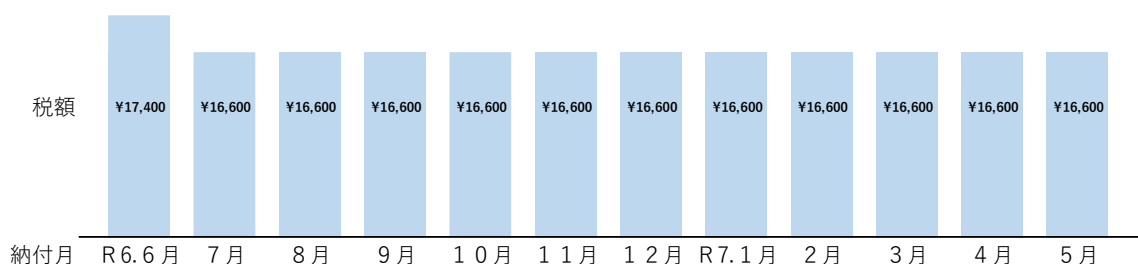
(例)

令和6年度住民税額 200,000 円 (所得割額 194,200 円 + 均等割額 4,800 円 + 森林環境税 1,000 円)
配偶者と扶養家族2名(計3名)を扶養している納税者の場合

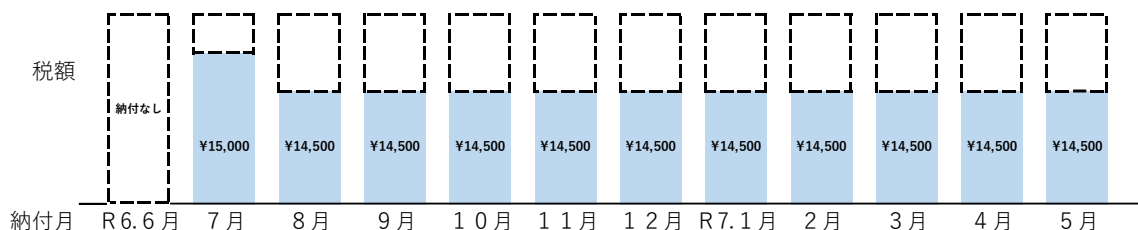
令和6年度住民税額所得割額 194,200 円 - 一定額減税可能額 40,000 円 { (本人1 + 配偶者1 + 扶養家族2) × 10,000 円 } = 154,200 円

定額減税後所得割額 154,200 円 + 均等割額 4,800 円 + 森林環境税 1,000 円 = 課税額 160,000 円

【定額減税前】課税額200,000円



【定額減税後】課税額160,000円



2. 定額減税可能額を全額控除できない方

定額減税した結果、減税できなかった金額は、所得税分控除不足額をあわせて給付金(調整給付)を給付します。なお、均等割額 4,800 円および森林環境税 1,000 円は、定額減税の対象外ですので、この分は7月の給与から徴収します。

(例)

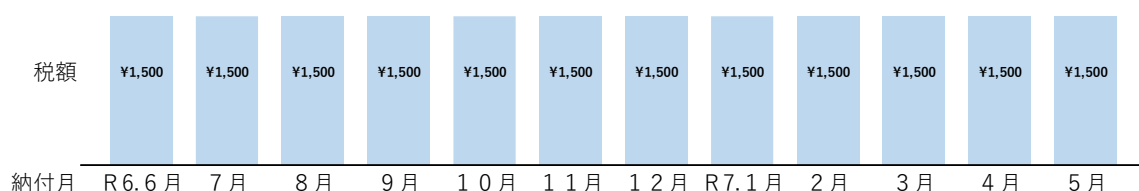
令和6年度住民税額 18,000 円 (所得割額 12,200 円 + 均等割額 4,800 円 + 森林環境税 1,000 円)

配偶者と扶養家族2名(計3名)を扶養している納税者の場合

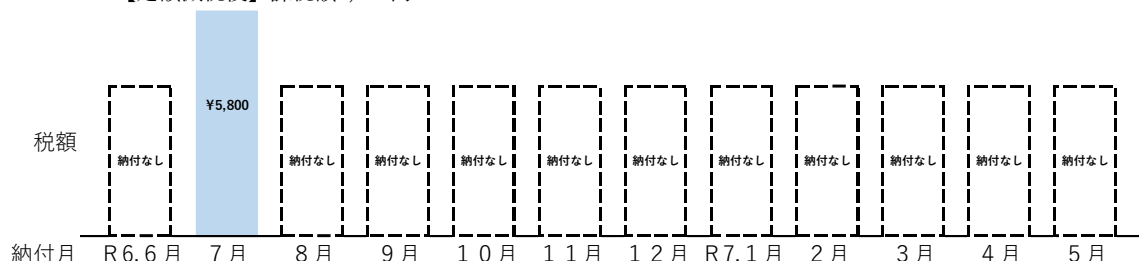
令和6年度住民税額所得割額 12,200 円 - 一定額減税可能額 40,000 円 { (本人1 + 配偶者1 + 扶養家族2) × 10,000 円 } = △27,800 円

均等割額 4,800 円と森林環境税 1,000 円を7月の給与から徴収します。

【定額減税前】課税額18,000円



【定額減税後】課税額5,800円



定額減税できなかった 27,800 円について、所得税分控除不足額とあわせて給付金（調整給付）を給付します。

この申請案内通知は、市役所社会福祉課から 7 月以降に送付する予定です。

3. 定額減税の対象外となる方

納税者の合計所得が 1,805 万円を超える方は、定額減税の対象外となります。

例年通り、当年 6 月から翌年 5 月までの期間において、徴収します。

4. 定額減税ではなく、給付金が給付される方

（令和 6 年度に新たに①住民税非課税となった世帯、②住民税均等割と森林環境税のみ課税となった世帯）

令和 5 年度課税（令和 4 年中所得）においては、住民税所得割の課税世帯であったが、令和 6 年度課税（令和 5 年中所得）において、新たに住民税非課税世帯または住民税均等割と森林環境税のみ課税世帯となった場合は、1 世帯あたり 10 万円が給付されます。

この給付金の申請案内通知は、市役所社会福祉課から 7 月以降に送付する予定です。

ただし、令和 5 年度に給付対象となった世帯および令和 6 年度課税において、住民税課税者に扶養されている方のみで構成される世帯は、対象外です。

詳しくは、**高島市役所 社会福祉課 25-8535** へお問い合わせください。

* 均等割 4,800 円と森林環境税 1,000 円のみ課税となった方の納付方法
均等割・森林環境税のみ課税となった方は、6 月に一括で徴収します。

*「令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の摘要欄をご覧ください。

「定額減税残 0 円 定額減税 市：18,000 円 県：12,000 円」と記載されます。

定額減税可能額 30,000 円であり、22,000 円を定額減税し、8,000 円が定額減税できず、後日、所得税分控除不足額と合わせて、給付金（調整給付）が給付される場合
定額減税残 8,000 円 定額減税 市：13,200 円 県：8,800 円」と記載されます。

納税者の合計所得が 1,805 万円を超える方や均等割・森林環境税のみ課税される方は、定額減税額や定額減税残額の記載は、ありません。

[illegible]

住民税=所得割+均等割 4,800 円+森林環境税 1,000 円

- 所得割とは、前年の課税所得金額に応じて課税した税額です。
- 均等割とは、前年の合計所得金額が、一定額以上ある人に課税される税額です。
- 森林環境税とは、森林整備の財源確保を目的とし、令和6年度から個人に対して課税される国税です。

令和6年分所得税について、所得税額の定額減税を受け
ることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居
住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が、1,805
万円以下である人です。



国税庁定額減税特設サイト

1. 本人（居住者に限ります）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30,000 円
2. 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限ります）・・・ 30,000 円

国税相談専用ダイヤル 0570-00-5901 へお願いします。

高島市役所 総務部 税務局 税務課
0740-25-8116

詳しくは、「内閣府：新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご覧ください。

